

令和7年度山形県農業における外国人材受入トライアル事業 要望調査要領

農業における外国人材受入トライアル事業（以下「本事業」という。）の実施に当たり、農業経営体等向けに要望調査を行いますので、この要領に基づき、山形県農業働き手確保対策協議会会長（以下「会長」という。）あて応募してください。

1 目 的

農業の働き手確保に向け、農繁期の異なる他県と連携した外国人材の短期派遣（以下「リレー派遣」という。）による新たな手法の拡大に向け、試行的に取り組む農業経営体等に派遣費用の一部及び受入環境整備費用の一部を支援します。

2 応募要件

本事業に応募するために、山形県内に主たる事業所を有したうえで、下記(1)から(4)までの要件を満たしている必要があります。

- (1) 農業を営む個人又は法人並びに農業協同組合であること。
- (2) 6か月以内の外国人材の派遣に関する契約ができること。
- (3) 他の補助金、交付金、負担金その他の財政的支援を受けている、又は受ける見込みがないこと。
- (4) 各種法令に違反していないこと。

3 補助要件等

補助対象事業	補助要件	補助対象経費
(1) リレー派遣による外国人材を受け入れる取り組み	外国人材を派遣により6か月以内で受け入れること	最大2人の外国人材に係る以下の経費 ア 派遣会社に支払う経費 （外国人材の賃金相当額を除く） イ 家賃等住居に関する経費 （外国人材から徴収する額を除く） ウ 来県に伴う外国人材の旅費
(2) (1)の取組みに伴い、必要となる受入環境整備の取組み	(1)の取組みの補助対象者で、取組み年数が1年目であること	外国人材の宿舎で必要となる物品の購入経費 ア 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費 イ 事業実施期間に支払を完了した経費

上記補助対象事業(2)の対象となる物品は、補助事業の用途としてふさわしい必要最小の生活家電や生活用品を対象とし、原則として次に記載するもののうち、購入費用（付随する設置工事費用を含む）を対象とします。

ただし、会長が特に必要と認める場合は、この限りではありません。

	品名
生活家電	エアコン、Wi-Fi機器、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、炊飯器、電子レンジ
生活用品	カーテン、テーブル、寝具、自転車
その他	シャワールーム

4 補助率及び補助上限額

補助率等は、以下のとおりとします。

補助対象事業	補助率	補助上限額	備考
(1) リレー派遣による外国人材を受け入れる取組み	定額	《1年目》 14万円／人月 《2年目》 10万円／人月	・外国人材1人あたり、最大2か月まで補助 ・本事業の取組み年数に応じて、補助上限額が異なる
(2) (1)の取組みに伴い、必要となる受入環境整備の取組み	補助対象経費の2分の1以内	50万円	

5 応募方法

(1) 募集期間

以下の期間ごとに受付し、その都度審査を行います。なお、予算額に達した場合は、その時点で終了となります。

- ・ 5月第1回受付分：5月15日まで受付
- ・ 5月第2回受付分：5月16日から5月31日まで受付
- ・ 6月第1回受付分：6月1日から6月15日まで受付
- ・ 6月第2回受付分：6月16日から6月30日まで受付

(2) 応募に必要な書類

- ① 要望調査書（様式1）
- ② 経営状況等確認書（様式2）
- ③ 法人の場合は、直近の貸借対照表及び損益計算書、
個人の場合は、直近の青色申告決算書または収支内訳書
- ④ 定款（法人の場合で、初めて本事業に応募する場合）

(3) 提出方法

提出先：山形県農業働き手確保対策協議会（事務局：山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課）あてに電子メール又はFAXにより提出してください。

メールアドレス：ynoshotoku@pref.yamagata.jp

F A X：023-630-2558

6 補助対象者の採択

(1) ヒアリング等の実施

本事業における補助対象者の採択に先立ち、必要に応じて、派遣会社によるヒアリング等が行われる場合があります。受入環境等の確認ができなかった場合や応募要件を満たすことが困難と認められる場合には、不採択となります。

(2) 採択方法

提出書類により応募要件を満たしているか、確認のうえ採択します。なお、予算を超える応募があった場合、経営状況等が事業目的に合致するかポイント制を設け、ポイントの高い順に採択します。

(3) 結果の通知

応募者全員に、採択又は不採択の結果を通知します。

7 問い合わせ先

山形県農業働き手確保対策協議会事務局（山形県 農林水産部 農業経営・所得向上推進課内）

山形市松波二丁目8-1 電話 023-630-2443